

23 和装産業をはじめとする伝統産業の振興について

(経済産業省・文部科学省・公正取引委員会)

我が国が世界に誇る和装産業をはじめとする伝統産業は、需要減退をはじめ産地崩壊の危機に直面しています。

京都市では、今年度「伝統産業活性化推進条例」を制定し、振興施策の計画的な推進を図っています。しかし、伝統産業の危機的な状況を打破するためには全国レベルでの取組が必要であり、伝統産業製品の活用や原産国表示の義務付けなど和装産業をはじめとする伝統産業の振興施策の推進を要望します。

要望事項

- 1 伝統産業製品等の積極的な活用
 - (1) 伝統産業の振興を図るため、国の施設を新規に設置する際に、伝統産業製品等の活用を義務付ける制度の創設
 - (2) 地方自治体を実施する伝統産業製品等の活用に関する補助制度の創設
- 2 和装産業の振興，和装文化の継承のための支援
 - (1) 和装製品の展示会，きものの着用機会づくり等，全国規模及び各産地単位での需要開拓事業の実施
 - (2) 学校教育における，我が国固有の文化を支える伝統産業に関する教育の更なる充実
- 3 和装製品等絹製品の秩序ある輸入
- 4 消費者に適切な商品情報を提供するため，伝統産業製品の原産国表示の義務付け等の充実

主な要望先：経済産業省（製造産業局繊維課，伝統的工艺品産業室）

文部科学省（初等中等教育局児童生徒課）

公正取引委員会（経済取引局取引部消費者取引課）

京都市の担当課：産業観光局 商工部 伝統産業課長 宇野佳男 TEL 075-222-3337

< 京都市の現状 >

京都市伝統産業活性化推進条例（平成 17 年 10 月制定）

京都の伝統産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、この危機に立ち向かい、伝統産業の未来を切り拓くために条例を制定。具体的施策を盛り込んだ「京都市伝統産業活性化推進計画」を平成 18 年度に策定予定

基本理念	1 市場の開拓 2 伝統産業の基盤強化，円滑な流通の促進，技術の継承・革新 3 伝統産業の魅力の増進 4 伝統的な文化の継承と日本の伝統を取り入れた文化の創造
-------------	--



基本施策		本市の施策	
伝統産業活性化推進計画	伝統産業に関する創造的展開	販路開拓・産地商品宣伝事業 京の伝統産業・元気応援事業	伝統産業の 日 関 連 事 業
	伝統産業に関する教育及び学習の振興を図るための取組	「わたしたちの伝統産業」(小学生副読本)制作 京の「匠」ふれあい事業	
	伝統産業に関する関心と理解を深めるための取組		
	伝統産業の技術の継承等	技術後継者育成制度	
	伝統産業の活性化の推進の拠点となる施設の活用，機能の充実	京都伝統産業ふれあい館運営 京都市伝統産業振興館運営	
	表彰等	技術功労者顕彰制度	

最近 3 年間の主な和装関連企業の倒産状況（負債総額 10 億円以上）

（単位：千円）

企業名	日付	業態	資本金	負債総額	内容
A	H14.1.10	和装製品製造	30,000	1,500,000	自己破産
B	H14.3.8	和装製品製造卸	60,000	2,100,000	自己破産
C	H14.3.12	呉服製造卸	90,000	4,000,000	民事再生法適用申請
D	H14.7.2	呉服製造卸	99,330	1,000,000	民事再生法適用申請
E	H14.12.9	呉服卸	18,000	1,742,000	民事再生法適用申請
F	H15.9.8	染色品製造業	40,000	1,300,000	自己破産
G	H15.10.28	呉服卸	55,000	1,300,000	自己破産
H	H17.1.7	帯地卸	154,000	2,070,000	民事再生法適用申請